

収入の比率が高い。これに対して、旧ポリテクニクから昇格した大学は、財政カウンスル交付金と授業料収入の占める比率が非常に高くなっている。また、医師や看護婦を養成するプログラムを有する機関にあっては、事業収入 (Other general operating income) が一定の比率を保っている。(ただし、ウォリック大学については、産学連携をはじめとする積極的な事業展開によって高い比率の事業収入を確保しているものと考えられる。)

3-2. 大学の教育研究に係る経費負担の考え方

3-2-1. 経費負担の概要

大学における教育経費については、英国籍及びEU籍学生の教育経費 (教職員人件費、共通経費、教員の学究 [scholarship] のための経費等) を①政府が財政カウンスルを通して学生数等を基礎に配分する教育関係交付金と、②これらの学生に係る授業料収入 (かつては政府が地方教育当局を通じて給付制の奨学金を支給していたが、現在は所得に応じて学生が一部負担) で賄うとの考え方がとられている。

これに対して、研究経費については、①大学が行う基礎研究の大半の経費を政府が財政カウンスルを通じて研究評価の結果と研究者数等を掛け合わせて配分する研究関係交付金で負担し、②戦略的・応用的研究のための経費は、政府の研究協議会、民間財団、企業等がそれぞれ負担する。(したがって政府としては、財政カウンスル交付金と研究協議会や関係各省庁を通じたプロジェクト研究資金の2本立てのいわゆるデュアル・サポートにより、大学の研究を支援している。)なお、大学院学生に対する研究指導等に係る経費の一部は、研究協議会が負担している。

また、教育研究のための施設面の整備については、かつては、上記の教育関係、研究関係の運営交付金 (recurrent grant) のほかに、既存施設の老朽化等対策に係る各大学の計画に対応するため、財政カウンスルが施設面積等に応じて資本整備交付金 (capital grant) を配分して、所要経費の一部を負担していたが、現在では、運営交付金を施設整備のために充当することを認める一方で、このような一般的な施設整備のための交付金は廃止されている。ただし、特定の目的・プロジェクトのための施設整備に限って、財政カウンスルが研究協議会等とも協力しつつ、特別な交付金を各大学に配分している。

なお、大学関係の病院については、大学が附属病院として直接運営しているのか、別組織 (別法人格) として運営しているのか、は不明であるが、施設整備費、研究経費、医学・歯学の実習経費に対する公的支援については、厚生省 (Department of Health) のNational Health Service (NHS: 国民健康保険) を通じて資金が配分される。医学・歯学の教育研究のための資金は財政カウンスル、研究協議会からも大学に配分される。(ただし、1998年度以降、大学における看護、助産婦等の養成課程に係る財政支援はNHSの所管とされた。)

表2-5 財政カウンスルと研究協議会の交付金の対象経費

	財政カウンスル	研究協議会
教育関係	① 準学位から大学院までの英国籍・EU学生の教育経費 ② 教員の学究 (scholarship) のための経費	
研究関係	① 大学が行う基礎研究—研究協議会、民間財団・企業等の支援を得て行われる戦略的・応用的研究の基盤を形成する—の大半の経費 ② 研究協議会が採択した研究プロジェクトに必要な恒久的教員の人件費や土地・施設の経費及びその他研究協議会との共同研究のインフラ経費 ③ 大学院における研究者養成に係る主な固定的経費：教員、施設・設備、図書館等の経費	② 研究協議会が採択した研究プロジェクトを実施する上で必要な間接経費：一般的な部局職員の人件費・光熱水料等（直接経費に計上された人件費の45%相当分） ② 研究協議会が採択した研究プロジェクトに固有でかつ明確に区分出来る経費（期間雇用の教職員人件費を含む） ③ 研究協議会の支援を受ける大学院学生の授業料研究指導に係る経費

備考：施設・設備の購入費について

財政カウンスルの交付金（教育・研究関係双方）を施設の整備や設備の購入に充てることについては、特段の制限はない。また、研究協議会のリサーチ・グラントにおいても一定額（BBSRCの場合、1,000ポンド）以上の設備の購入が認められている。

3-2-2. 財政カウンスルの交付金の考え方

イングランド財政カウンスル（HEFCE）の交付金は、毎年、教育技能省（DFES）が予算措置をして、同カウンスルに対して、基本的な方針を示したガイダンス・レターとともに交付金額を通知する。同カウンスルは、個々の大学に対して交付金を配分するが、その際、交付条件等を定めたファイナンシャル・メモランダムを交わす（政府・教育技能省、財政カウンスル及び大学の3者の関係については2-4-2を参照）。交付金の配分作業は概ね以下のような日程で進められた後、当該年度が始まる年の7月以降、月々所要額が各高等教育機関に交付される。

<交付金配分作業日程>

- ① 4月～11月：財政カウンスルが教育雇用省に翌学年度（8月～翌年7月）における高等教育の展望及び財政需要について助言。
- ② 11月：財政当局との折衝を経て、教育雇用大臣が翌学年度の高等教育予算を公表。
- ③ 12月：各高等教育機関は、交付金額の算出上必要となる当該年度の在学生数等に係る情報や研究活動に係る情報を財政カウンスルに提供。
- ④ 翌年1月：財政カウンスルは、交付金総額を教育、研究等の項目にわたってそれぞれいくらか配分するかを決定。
- ⑤ 2月：財政カウンスルが各大学への配分交付金額を決定。
- ⑥ 3月：財政カウンスルが配分交付金額を各大学に通知。

交付金は、ア. 教育関係分 (Funds for Teaching), イ. 研究関係分 (Funds for Research), ウ. 特別分 (Special Funding) の3つ（調整財源を含めると4つ）に大別される。前2者が一定の算出方式により配分額が設定され (formula funding), 交付後は基本的に大学がその用途を決定できる”ブロック・グラント”であるのに対し, 特別交付金は, 国の施策に直結するような教育研究活動を誘導するため, 公募形式により個別に審査, 交付金額の査定が行われ, かつその用途も申請時の事業計画に縛られる。

(注) 交付金のブロック・グラントとしての性格

教育及び研究交付金は、それぞれ下記のような方法で金額が定まるが、財政カウンスルが一旦各高等教育機関に補助金を交付した後は、その用途は各高等教育機関が教育、研究の区分や研究評価の結果にかかわらず、教育研究のために使用する限りにおいて、独自に決定できる。

経常的経費と資本的経費の間の費用転換についても財政カウンスルの指示がない限り自由である旨ファイナンシャル・メモランダム：パート1で設定されている。

2001年度の場合、これら交付金の総額は47億5,700万ポンドであるが、その内訳は、教育関係分：31億6,200万ポンド (66.5%)、研究関係分：8億8,800万ポンド (18.7%)、特別分：3億8,700万ポンド (8.1%) となっている。

表2-6 財政カウンスル交付金 (2001年度予算)

費 目	金額 (百万ポンド)	構成比 (%)
教育関係分	3,162	66.5
研究関係分	888	18.7
特別分	387	8.1
教職員資質向上及び 資本的経費補助分	320	6.7
合 計	4,757	100

出典：HEFCE Press Release (2001年3月2日)

3-2-2-1. 教育関係交付金と教育コスト

(ア) 交付金の対象範囲

教育関係交付金は、特段使途に制限がある訳ではないが、HEFCEの文書 (CP2/95*22) によると、全てのレベル (準学位、学士課程、大学院教育課程、研究学位の教育課程 [フルタイムの1年目、パートタイムの1、2年目])、モード (フルタイム、パートタイム) の学生 (ただし英国籍およびEU学生のみ) の教育経費を対象としている。

また、各教員が担当する学問分野の進展に遅れをとることなく、その状況を教育に反映する上で必要な学究 (scholarship) を行うに十分な資金の提供を意図している。

(イ) 交付金算出の方法

現在の交付金算出方式は、1998年度から導入されたものである。基本的には、同様の教育サービスを行う高等教育機関には同様の基準で交付金を配分するという考え方をとっている。具体的には、

- (a) 学生数を基本に、学問分野、学生の種類、高等教育機関の特性等の要素を加味して、標準教育関係経費 (standard resource) を算出し、
- (b) 前年度の交付金額にインフレ率等で補正した金額：実質教育関係経費 (actual resource) とを比較した上で、
- (c) 両者の格差が5%以内であれば、実質教育関係経費から標準授業料収入を差し引いた金額を当該年度の交付金額とする。(格差が5%を越える場合には、財政カウンスルと当該高等教育機関が協議して調整する。)

という方式になっている。

なお、実際には交付金額の大幅な減少による教育研究への影響を小さくするために調整が行われており、2000年度の場合、実質ベースで前年度より2%以上の減とならないような (金額ベースでは0.5%の増を確保できるような) 配慮がなされている。

図2-6 教育関係交付金の算出式

$$\text{補正学生数} \left\{ \begin{array}{l} \text{パートタイム学生} \\ \text{成人学生} \\ \text{長期コース在生} \end{array} \right\} \times \text{学問属性単価} \left\{ \begin{array}{l} \text{医学} \\ \text{獣医学} \\ \text{歯学} \\ \text{実験系} \\ \text{実験的要素} \\ \text{その他分野} \end{array} \right\} \times \text{機関要素} \left\{ \begin{array}{l} \text{ロンドン地区} \\ \text{専門機関} \\ \text{小規模機関} \\ \text{老朽・歴史建物} \end{array} \right\}$$

① 学問分野による教育コストのちがい

標準教育関係経費の算出に当たっては、まず、教育方法のちがいを踏まえて、学問分野を4つのカテゴリー（Clinical, Laboratory based, Other High Cost Studio and Part-Laboratory based, Classroom based）に分類し、カテゴリー間のウエイト付けが行われる。

学問分野のカテゴリー毎のウエイト付けは、Classroom basedの学問分野（HESAの分類で35分野中9分野が該当する）の部局別支出総額（Departmental Expenditure：当時利用出来たのは1994年度決算の数値で、約10億3,400万ポンド）を当該分野の学生数（フルタイム換算：約54万2,500人）で除し、一人当たりのコスト（1,907ポンド）を算出し、これを「1」として他のカテゴリーの一人当たりのコストとの比較により、以下のように算出された。（実際のウエイトは、1：1.5：2：4.5）

表2-7 部局支出に係る学生一人当たり経費（1994年度）

カテゴリー	部局支出総額	学生(フルタイム換算)	1人当たり経費	ウエイト
Clinical	£ 237,355,672	21,724人	£ 10,926	5.73
Laboratory based	£ 720,107,414	207,841人	£ 3,465	1.82
Other High Cost Studio and Part-Laboratory based	£ 618,637,006	221,165人	£ 2,797	1.47
Classroom based	£ 1,034,275,276	542,488人	£ 1,907	1.00
(参考) Total	£ 2,610,375,368	993,218人	£ 2,628	

出典：HEFCE C21/96

② 学生のモード等による教育コストのちがい

次に、学生のモード(フルタイムとパートタイム：パートタイムはフルタイム換算で実際のコストより過小評価される場合があるため、5%上乘せされる)に応じてウエイト付けがなされる。また、成人学生 (mature students：25歳以上で入学した者) にも同様の措置が講じられる。

なお、物価等が高いロンドン地区の大学、特定の専門に特化した（学生の6割以上が1～2の学問分野）大学、小規模（在生がフルタイム換算で1,000人以下）大学、老朽・歴史的建造物（1914年以前）を有する大学については、それぞれ一定のウエイト付けがなされる。

③ 基準単価の設定

これらのウエイト付けを行った上で、当該年度に教育関係経費として配分できる交付金額を、フルタイム換算した学生数で除することによって、Classroom basedの学問分野の基準となる（ウエイト：1）フルタイム学生当たり交付金額（base price：基準単価）が算定される。

したがって、基準単価は、毎年変動する（1998年度は2,662ポンド、99年度は2,682ポンド）とともに、この単価が実際の教育経費のどの部分をカバーするものとして想定されているか、を必ずしも合理的に説明できるものではない。

（ただし、1996年11月に公表された教育関係交付金の算出方法に関する協議文書（21/96*23）では、基準単価を2,600ポンドと設定しており、これは、偶然かもしれないが、上記のclassroom basedの学生一人当たり経費の1,907ポンドに当時の法定授業料700ポンドを加えた額とほぼ等しい。これは、実際の交付金配分に当たって、基準単価が標準授業料収入を含めて設定されていることを考えると、財政カウンスルの教育関係交付金が、部局総支出をカバーするように想定されていたのではないかと考えられる。）

3-2-2-2. 研究関係交付金と研究コスト

研究関係交付金〔総額8億8,800万ポンド〕は、4～5に1度実施される研究評価（Research Assessment Exercise）の結果を踏まえて配分される交付金（QR）と研究成果の活用（知的所有権）によって大学に還元される資金量に応じて配分される交付金（GR）の2つがあるが、配分額においては前者が8億6,800万ポンドと後者を圧倒している。

3-2-2-2-1. 交付金の対象範囲

研究関係交付金は、以下に述べるとおり、主として学問分野別に行われる研究評価（Research Assessment Exercise）の結果に基づいて算出されるものの、各大学に対しては、ブロックグラントで配分されるために、特段用途に制限がある訳ではない。しかし、96年7月に公表されたHEFCEの協議文書（CP2/96*24）によると、研究関係交付金は、

(a) 大学における研究基盤（教員〔academic staff〕の人件費を含む）を整備するため、(i) 基礎的及び戦略的（basic and strategic）研究のために財政カウンスルと研究協議会（RCs）を通じて資金が配分されるデュアル・サポート・システムの一翼を担って、研究協議会のプロジェクトに必要な常勤教員、施設、大型コンピュータ等の経費の一部を負担する（その他の経費は間接経費を含めて研究協議会が負担する）とともに、(ii) 基盤経費に対する支援を通じて、各大学が企業、財団、その他の利用者との共同研究を遂行出来るようにすることを目的としている。

また、(b) 他の政府資金や財団、企業等からの資金で遂行される戦略的・応用的研究のための基礎を形成するものとして、大学独自の基礎研究の費用の多くの部分を負担するとともに、

(c) 大学院における研究者養成 (研究学位のための研究指導 [フルタイムの2, 3年目, パートタイムの3~6年目]) の主な固定的経費, 特に, 人員, 施設・設備, 図書館等に係る経費を支援するものとして位置づけられている。

3-2-2-2. 研究評価に基づく交付金算出の方法

研究評価に基づく交付金配分については, 従来から行われているが, 1997年度以降は, 基本的には, 次のような方式に基づいて配分額が算出されている。

図2-7 研究関係交付金の算出式

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{research active staff} \\ \text{research assistants} \\ \text{research fellows} \\ \text{postgraduate research students} \end{array} \right\} \times \text{学問属性単価} \left\{ \begin{array}{l} \text{高額実験} \\ \text{中間コスト} \\ \text{その他} \end{array} \right\} \times \text{研究評価(5} \rightarrow \text{4)}$$

補正研究者数

① 研究形態による研究コストのちがい

まず, 評価のために69に分類された専門分野を, 研究経費に影響を及ぼす研究形態の特徴に基づいて3つのカテゴリー (A: High Cost Laboratory or Clinical subjects, B: Intermediate Cost subjects with a Technical, Experimental or Practice-based element, C: Other subjects) に仕分けた上で, 大学財政に係る統計データを踏まえて, カテゴリー間のコストのウエイト付けが行われる。この点について, 前述の協議文書 (CP2/96) では, カテゴリー毎の部局及び本部の支出総額 (Central and Departmental expenditure) に関する統計データから算出するとのみ記述があるだけで, 上記7. 2. 1の教育関係交付金のように具体的な算出方法の記述はない。(2000年度の交付金配分では, A: 1.7, B: 1.3, C: 1.0というウエイト付けになっている。)

② 研究スタッフの職責によるちがい

次に, 研究に従事するスタッフをその職責 (Research Active Staff: 1, reseach assistants: 0.1, research fellows: 0.1, postgraduate research students: 0.15) に応じてウエイト付けし, カテゴリー別のコストによるウエイトとかけ合わせることで, カテゴリー別 (さらには評価対象専門分野別) にウエイト付けされた研究スタッフ総数が算出されるので, QRに配分出来る交付金総額を除することによって, 専門分野別の配分額が算出される。

③ 研究評価の結果によるちがい

2001年に実施された研究評価 (Research Assessment Exercise) では, 各研究分野別に7段階で評定が行われた。研究評価の結果に基づくウエイト付けは, 5*: 2.71, 5: 1.89, 4: 1.00, 3a: 0.31であり, 3b, 2及び1は0となっており, 下位3段階の評価については配分額がゼロとなる。

実際の配分に当たっては、各専門分野に割り当てられた交付金額を、研究評価の結果に基づくウエイト付けに、研究スタッフに係るウエイト付けを加えた数値に基づいて、配分額が算出される。

このほか、交付金配分に当たって、研究支援財団(charity)からの研究資金の導入額によるウエイト付けが行われている。

④ 政策的要素の反映の是非

なお、専門分野別の交付金額の割り当てに当たって、政策的要素を反映させるべきではないかという議論があるが、少なくとも、2001年度の研究関係交付金については、従来通り、研究コストと研究スタッフ数に基づいて割当額が設定されることとなった。同様に、研究評価に当たって、研究の有用性を評価基準に据えるべきであるとの議論もあるが、研究水準を基本とするとの考え方が2001年研究評価においても踏襲された。(ただし、専門分野によって、評価に当たって研究の有用性を指標(評価項目)に加えることまで否定するものではない。)

3-2-2-3. 資本整備交付金

資本整備のための資金については、従来、上記の教育関係や研究関係の運営費交付金(recurrent grant)とは別立てで資本整備交付金(capital grant)として配分されていた。この場合にも後に述べるような一定の算出方式に基づいて各大学に配分されるformula fundingと個別の大学の申請に基づいて、審査を経て配分されるnon-formula fundingの2つの種類が併存していた。しかし、1993~94年を境にして、政府が資本整備交付金を大幅に縮小する方向で、方針転換したために、財政カウンシルの交付金配分システムも大きく転換することとなり、現在は、基本的には申請ベースにより審査、配分される特別交付金のみとなっている。

具体的な経緯は次のとおりである。94年度の政府予算教書(Budget Statement)を受けて、当時の教育科学省は、資本整備交付金の増額を抑制する一方で、当該交付金を各大学が借入金に係る利払いに充てることを認めるなどの規制緩和を行った。96年度には、政府から財政カウンシルに交付金が交付される際に、運営費(教育研究経費)交付金と資本整備交付金の区分が廃止され、両者の全面的な流用が認められることになったのを受けて、財政カウンシルにおいては、各大学への交付金配分に当たっては、一旦両交付金を別個に算出した上で、これらを合算して配分することとした。(各大学においては、両交付金を区別することなく経理できるようになった。)*25

(ア) 従来 of 支援制度

formula capital allocationは、従来、(a)建物以外の資産(耐用年数12か月以上で教育、研究、管理に使用するもの)に係る資本的支出に充てられる"equipment formula fund"と(b)施設に係る資本的支出に充てられる"estate formula fund"の2種類があり、それ

ぞれ特定の施設設備を対象とするのではなく、一定の方式（図2-7）で算出して、各大学に配分するという方法がとられていた。しかし、総額が著しく減少するなかで、2種類の交付金は96年度に統合された。

図2-8 Formula capital fundの算出式

面積基準による配分類： 定額 + 指数 × 学生数
教育分(70%)： 指数 × 学生数 × 専門分野別ウエイト
研究分(30%)： 研究評価の結果によるウエイト × 研究スタッフ数 × 専門分野別ウエイト

出典：HEFCE C13/94

(イ) 新たな支援制度<資料9：大学の教育研究施設・設備の整備に対する財政カウンシル等の支援参照>

財政カウンシルは、資本整備交付金の先細りを踏まえて、96年7月と97年2月にそれぞれ協議文書（CP2/96、CP1/97）を配布し、資本整備に対する財政カウンシルの支援方針について、各大学のコメントを求めた。これらの協議を経て、97年8月には、98年度から新たに劣悪な条件にある施設（poor estates）の改善と研究施設の改修（refurbishing laboratories）のための2種類の新たな支援事業（申請方式）：“Improving poor estates”、“Refurbishing research laboratories initiative”を創設することとした*26。

一方、設備整備に対する支援についても、96年度から新たな支援制度として、“Joint Research Equipment Initiative(JREI)”が創設された。これは、各財政カウンシルと研究協議会が共同で資金を提供するもので、研究協議会が資金を負担するカテゴリ-Aは、25万ポンド以下の研究設備、財政カウンシルが資金を負担するカテゴリ-Bは、25万ポンド以上の研究設備を対象としており、いずれも外部資金（大学の自己財源のやりくりではない）とのマッチングが条件となっている*27。

また、『デアリング報告』（97年）において、英国の学術研究基盤の老朽化、陳腐化が指摘された*28 こと等を踏まえて、政府（OST）、Wellcome Trust及びHEFCEの3者が共同して資金を拠出（総額7.5億ポンド）して、99年から3か年にわたって、英国大学の研究基盤の整備を支援するための「基盤整備共同基金（“Joint Infrastructure Fund”）」を創設した。（これは2001年度以降、「学術研究投資基金（“Scientific Research Investment Fund”）」に変更され、財政カウンシルとOSTが共同で運営している。）

以上述べてきた諸施策との関連は定かではないが、教育雇用省は、HEFCEを通じて特定プロジェクトに関連した資本整備交付金を創設することを明らかにした。HEFCEの文書（99/52）によると99年度から向こう3年間、資本・IT基盤整備と研究資本の2本立てで、支援することになっており、各大学に配分する「資本・IT基盤整備交付金（“Capital and IT Infrastructure for Teaching & Learning”）」は、教育関係交付金の算出方式と同様の方式によって、形式的に算出されると記載されている。また、「研究資本整備交付金（“Research Capital”）」についても、各大学に対する交付金額は、研究関係収入総額と研究評価に基づ

く配分交付金額との関係において、一定方式により算出するとされている。

このように、資本整備資金については、近年、個々の大学について配分可能な交付金額と応募要件（支援対象施設・設備の範囲等）を示した上で、プロジェクト提案を受け付け、審査して採択された大学だけに交付金を配分するという競争入札[bidding]方式から、一旦一定の算出方式に基づいて各大学への配分額を決定した上で、各大学から当該資金で資本整備するプロジェクト（目標、期待される効果等を明記）を提出させ、進行管理と評価を行なうという各大学の運営方針を尊重した交付金配分システムへと転換しつつある²⁹。

(ウ) 特別交付金

上記（イ）で見てきた施設・設備整備のための最近の交付金は、申請、審査の上で配分される特別交付金であるが、特別交付金はこれらハード整備のためのものに限らず、教育方法・内容等の改善のためのプロジェクト経費を支援するものもある。

表2-8 特別交付金（2001年度）

項 目		金額（百万ポンド）
戦 略 的 経 費	教育・学習	43
	進学奨励	21
	研究	21
	ビジネス・社会連携	28
	特定領域（セクター）	32
	国際関係	10
	小 計	155
全国的施設		55
継続事業		96
資 本 的 経 費	経常的交付金	77
	用途指定交付金	240
	小 計	317
バリュー・フォー・マネー・研究・開発		4
合 計		627

出典：HEFCE *Funding higher education in England 01/14*（2001年3月）

なお、上記表2-8の特別交付金以外に、スタッフ資質向上特別交付金が2001年度から2003年度まで総額3億3千万ポンド交付されることとなっている。これは、各大学が独自の運営方針に基づいて設定する優先領域の教育研究体制を整備するために講じる教員の

雇用・資質向上策や管理運営システムの近代化に必要な資金を支援するものであり、資金の交付に当たって各大学は人事戦略を提出するとともに、自ら設定した目標に向けた取組状況を毎年の年次事業報告を通じて点検を受けることとなる。

3-2-2-4. 補助金の交付条件としてのファイナンシャル・メモランダム

財政カウンスルが交付金の配分に当たって各高等教育機関と交わすファイナンシャル・メモランダムは、各高等教育機関に共通する一般的な規定を定めたパート1と、当該高等教育機関に固有の条件や交付金により履行する教育サービスの内容 (educational provision) を定めたパート2から成る。

[資料10: ロンドン大学Institute of Educationファイナンシャル・メモランダムの概要参照]

<ファイナンシャル・メモランダム (パート1) の構成>

序 (定義, 適用, 構成, 遵守規定)

ファンディング機関の責務

高等教育機関の責務 (適正な執行, 出納責任者の指名, 経理処理, 資金の効率的運用, 情報提供, 関連機関[HESA, HEQC]への加盟, JANETへの接続, 保険)

補助金の配分および支払

不動産管理 (補助金で取得した資産の廃棄, 売却, リース, 移管)

借入 (長期, 短期)

不動産管理および借入の点検

契約によるサービスの提供

財務諸表 ※

監査

その他

※ 前年度の決算について、12月末までに学外監査委員の署名を付した財務諸表を財政カウンスルに提出しなければならない。

上記のように、各大学が政府の財政支援を受けて取得した資産の処分については、ファイナンシャル・メモランダムに一定の制約が設けられている。例えば、当該資産を売却したり、貸与するに当たっては、売却等の後15日以内に財政カウンスルに届け出るとともに、売却益等を再投資しない場合には、財政カウンスルに払い戻さなければならない。<資料11: 政府の財政支援を受けて取得した大学資産の処分について参照>

パート2では、当該年度の交付金の積算対象となる学生の収容定員 (Maximum Student Number: MaSN) や月毎の交付金支払計画などが定められている。このうちMaSNについては、これより一定限度を超えて、過小・過大に学生を収容した場合、当該高等教育機関は交付金を減額される旨規定されている。

3-3. 研究協議会の交付金の考え方

3-3-1. 研究協議会の概況

研究協議会 (Research Councils) は、通商産業省 (DTI) の外局に相当する科学技術庁 (OST) が所管する、勅許状により設立された特殊法人的組織であり、現在、

- ①Biotechnology & Biological Sciences Research Council (BBSRC : 生命工学・生物科学研究協議会)
- ②Natural Environment Reseach Council (NERC : 自然環境研究協議会)
- ③Engineering & Physical Siences Research Council (EPSRC : 工学・物理科学研究協議会)
- ④Economic & Social Sciences Research Council (ESRC : 経済社会研究協議会)
- ⑤Particle Physics & Astronomy Research Council (PPARC : 素粒子物理学・天文学研究協議会)
- ⑥Medical Research Council (MRC : 医学研究協議会)

の6つがある。このほか、人文学の研究については、従来、民間団体であるBritish Academyを通じて支援が行われていたが、『デアリング報告』等を踏まえて、1998年、Arts and Humanities Research Board(AHRB : 人文・芸術研究委員会)なる組織が設立された。財務統計等で研究協議会からの研究交付金・研究契約等収入として計上されるデータには、British AcademyやAHRBの資金が含まれている。

3-3-2. 研究協議会の大学セクターへの資金の流れ

研究協議会は、政府のScience Budgetにより事業を展開している。このほか政府省庁、企業、財団等からも資金を受けている。Science Budgetと大学セクターへの交付金の近年の推移は表のようになっており、6割弱が大学セクターに交付されていることが分かる。

表2-9 研究協議会資金 (Science Budget) と大学セクターへの交付状況

	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年
Science Budget*	1,173.5	1,239.5	1,261.2	1,278.9	1,280.0	1,338.5
大学セクター	652	689	693	709	733	743
研究補助・契約**	502	533	525	534	560	...
院生奨学金	150	156	168	175	173	...
Science Budgetに占める大学セクターへの交付金の割合 (%)	55.6	55.6	54.9	55.4	57.3	55.5

* Science Budgetは、連合王国の額。

** 研究補助・契約 (Research grants & contracts) は、資料5 [高等教育機関の総収入内訳] のOST Research councilsに対応するが、資料5はイングランドのみの値。

出典: DTS SET Statistics: Table 3.1 Net Government expenditure on R&D by departments in cash terms, 1986-87 to 2003-04, Table 5.1 Sources of funds for Science and Engineering Base R&D in UK, 1988-89 to 1998-99, Table 6.1 Gross expenditure on civil and defence R&D performed in UK 1999.

研究補助・契約について、英国高等教育統計機関 (HESA) の1999年データの133高等教育機関 (イングランド) のうち、1,000万ポンド以上の交付を受けている機関は14機関で、うちポリテクニクから大学になった大学は1校も含まれていない。また、まったく交付を受けていない機関は34機関あり、ほとんどが大学ではなく芸術・人文系の高等教育カレッジである。100万ポンド以下の大学は28校あり、すべて1992年以降に大学に昇格している。これらの大学の財政カウンスルからの交付金における研究関係交付金の割合をみると、研究協議会からの補助金の高い大学は、財政カウンスルからの補助金における研究補助金の割合も高いことが分かる。

表2-10 研究協議会交付金と財政カウンスル研究補助金の交付状況の相関

研究協議会交付金1千万ポンド以上の大学	カウンスル補助金のうち研究補助金割合	研究協議会交付金百万ポンド未満の大学	カウンスル補助金のうち研究補助金割合
Uni. of Birmingham	32 (%)	Anglia Poly. Univ.	0 (%)
Uni. of Bristol	36	Uni. of Central Lancashire	2
Uni. of Cambridge	46	Coventry Uni.	4
Imperial College	52	Uni. of Derby	2
King's College London	36	Uni. of East London	4
Uni. of Leeds	30	Uni. of Greenwich	6
Uni. of Leicester	30	Uni. of Hertfordshire	4
Uni. of Liverpool	28	Univ. of Huddersfield	2
Uni. of Manchester	32	Kingston Uni.	2
Uni. of Nottingham	34	Leeds Metropolitan Uni.	2
Uni. of Oxford	46	Liverpool John Moores Uni.	2
Uni. of Sheffield	36	London Guildhall Uni.	0
Uni. of Southampton	36	Uni. of Luton	0
Uni. College London	52	Manchester Metropolitan Uni.	4
		Middlesex Uni.	4
		Uni. of North London	2
		Univ. of Northumbria	4
		Nottingham Trent Uni.	4
		Oxford Brookes Uni.	6
		Uni. of Portsmouth	8
		Sheffield Hallam Uni.	6
		South Bank Uni.	4
		Staffordshire Univ.	2
		Uni. of Sunderland	2
		Uni. of Teesside	0
		Uni. of the West of England	4
		Uni. of Westminster	4
		Uni. of Wolverhampton	0

出典：HESA *Resources of Higher Education Institutions 1999/2000* (2001)
HEFCE *Performance indicators in higher education 01/69* (2001)

3-3-3. 研究協議会の交付金 (BBSRCの場合)

研究協議会による研究の支援策をBBSRCを例にとって紹介すると次の通りである*30。

(ア) BBSRCの使命

BBSRCはその名称から明らかなように、生命工学、生命科学の領域の研究を支援する機関であるが、食品科学や動物学、分子生物学なども対象領域に含まれる。これらの対象学問領域について、①質の高い基礎的、戦略的、応用的研究や当該領域の大学院における研究者養成を促進・支援すること、②これらを利用し、便益を受ける人々のニーズに応じた知識・技術の進展、研究者や技術者の養成を通じて、英国の経済競争力及び国民生活の向

上に貢献すること、③知識を伝播し、国民の理解を深めること、を目的としている。

(イ) 大学における研究支援のためのプログラム

大学における研究、研究者養成に対する支援については、①Research Grants, ②Postgraduate Studentships, ③Research Fellowships, の3つの主なプログラム領域があり、①Research Grantsにおいては、大学からの申請を受けて、審査の上、採択・不採択が決定される“Responsive Research Grants”や“Responsive Research Programmes”（5年間程度の継続的研究が対象、一般的な研究資金は3カ年が限度）、あるいはより政策的な意図の下に一定のテーマを設定して申請を受け付ける“Responsive Research Initiatives”や“Thematic Research”などの個別の支援事業が実施されている。

① Research Grants

Research Grantsの対象は、英国大学等の研究者等であって、機関としての大学というわけではないようであるが、大学等の研究者等が申請を出すに当たっては所属大学の承諾書が必要であるし、研究資金も所属大学を通じて支給されるように見受けられる。

表2-11 BBSRC Research Grantsの支援対象経費

直接経費	間接経費
<p>当該研究に固有でかつ明確に区分できる経費</p> <p><具体例></p> <p>研究スタッフ・支援職員の人件費（ただし、機械器具等の保守点検等を行う支援職員の人件費は対象外） 年間1,000ポンドを超える機械等の運転コスト、保険料</p> <p>1,000ポンド以上の当該研究に固有の機械・機材</p>	<p>直接経費に計上された人件費の45%相当</p> <p><充当できる費用例></p> <p>一般的な部局職員の人件費 一般的な光熱水料 中央図書館経費 部局雑費</p>

Grantsには、研究に直接要する経費と研究を遂行するに当たって研究が行われる大学において支出される間接的な経費の両方が含まれる。直接経費は、当該研究に固有でかつ明確に区分出来る経費とされており、研究プログラムを実施する上で不可欠な研究スタッフや支援職員（常勤・非常勤）の人件費も含まれる。これらのスタッフ等は研究が行われる大学において雇用されることとなる。

なお、間接経費については、直接経費に計上された人件費の45%相当とすることとなり、この比率は固定されている。こうして間接経費として計上された資金については、財務・経理サービス、人事サービス、人材採用経費、スタッフの福利厚生、宣伝

材料費、中央図書館、部局雑費等に充当することが認められている。

(注) 研究協議会の研究費に係る間接費の取扱

『デアリング報告』によれば、研究協議会（リサーチ・カウンシル）の資金を得て行われる研究については、同カウンシルの資金に間接費として職員費の45%（最近になって40%から引き上げられた。）を計上することが、統一的に適用されている。これに対して、助成財団の研究費や民間企業からの受託研究費については、統一的な取扱はなく、間接経費が十分盛り込まれていない場合も多いと推察される。

支給されるGrantsの経理については、研究者が所属する大学の責任において、BBSRCが定める規則に則って、行われなければならないこととなっており、以上のことを総合すれば、形式的には、研究者に対する研究資金の提供であるが、実質的には、研究者が所属する大学への研究資金の提供という性格が強いと考えられる。

② Postgraduate Studentships

Postgraduate Studentshipsには、3年間のResearch Studentshipsと1年間のResearch Master's Studentships/Advanced Course Studentshipsの2つがあり、大学において、研究、研究方法、専門的職業能力の訓練を受ける大学院学生を対象に支援が行われる。Research Studentshipsについては、約350名分がBBSRCの定める一定の基準に基づいて、大学等に割り当て（2年間固定される）が行われるとともに、別途約220名分がBBSRCの委員会において、特定の研究課題について割り当て（毎年変更される）られる。それぞれ、民間企業との連携協力の下に研究訓練が行われるプログラム（CASE: Co-operative Awards in Science and Engineering*31）が含まれる。このほか、優れた研究実績のある民間企業において研究、研究訓練に従事させるために、最大115名分が用意されている。

また、Research Master's Studentships/Advanced Course Studentshipsについては、前者が9つのResearch Master's Coursesに65名分、後者が14のコースに49名分割り当てられており、いずれも1999年～2003年の4年間固定されている。

表2-12 BBSRC Studentshipsプログラムの概要

(金額は2000年度)

Studentshipsの種類	期間	規模	主な支給経費 (四半期毎に支給)
Research Studentships (RA)	3年間	350名 (大学割当) 220名 (研究課題割当) 115名 (民間企業分)	対学生 £ 7,380 (生活費) その他諸手当等
Research Master's Studentships (RMS)	1年間	65名 (9コース)	対大学 £ 2,740 (授業料)
Advanced Course Studentships (ACS)	1年間	49名 (14コース)	£ 1,000 (RTSG)* £ 160 (学会・フィールド ワーク等)*

*の経費はACSには支給されない (RTSGはResearch Training Support Grantの略)。

申請はいずれも研究訓練を受ける大学院学生ではなく、当該学生を受け入れる（割り当てのあった）大学等（特定の研究課題について割り当てられる分については大学に所属する研究者）が行う。従って、Studentshipの恩恵を受けたい学生は大学に問い合わせ、自らを売り込むこととなる。支給される経費は、学生に対して支払われるものと、大学に対して支払われるものがある。

これらのStudentship Programmesは、いずれも学生を受け入れて指導する大学及び教員が重視されており、特に、指導教員の変更はBBSRCの事前許可を要するし、Studentshipsは指導教員に授与されるという意識があるようである。

③ Research Fellowships

BBSRCの主なResearch Fellowshipsプログラムは、大学院における研究者養成段階にある高い資質を有する若手研究者を対象とする“David Phillips Fellowships”，若手大学教員が研究に専念出来るように支援する“Research Development Fellowships”，既に実績のある優れた研究者を対象に少数提供される“Professorial Fellowships”の3つである。

表2-13 BBSRCのResearch Fellowshipsの概要

Fellowshipsの種類	期 間	対 象 者	支給経費*
David Phillips Fellowships	5年	大学院若手研究	Fellowの給与
Research Development Fellowships (RDF)	3 + 2年	若手大学教員	代替教員の給与 (年間£28,000)
Professorial Fellowships	5年	功績顕著な研究	Fellowの給与 (年間£50,000)

* このほかRDFを除いて、Support Grantが大学に対して支給される。

いずれのFellowshipプログラムも研究者が事前に受入大学と十分協議を整えた上でBBSRCに申請を行うこととされている。BBSRCは申請者が受入大学においてフェローとして雇用されることを前提として、必要な経費を当該大学に支給する。具体的には、当該フェローの給与（ただし、Research Development Fellowsの場合は当該フェローの職務を代替するスタッフの給与）等が大学に支給される。また、Professorial Fellowshipsの場合は、当該フェローの給与、Support Grant（フェローが取り組む研究に必要な直接・間接経費）が受入大学に支給される。Grantの条件等は前記のResearch Grantsと同様。また、Professorial Fellowshipsの場合は、5年間を通じて最大20万ポンドが支給される。なお、フェローが引越したりする必要がある場合には、2,000ポンドを上限として、移転経費が支給される。（以上から明らかなように、Research Fellowshipプログラムにおいては、必要な経費が受入大学に対して支給され、受入大学が給与等をフェローに支払うこととなっている。）

3-3-4. NHSによる医学・歯学関係の教育研究に対する支援

NHSの支援は、研究開発費と医療実習に要する経費（施設整備費を含む）を対象とする2種類の交付金がある。研究開発費については、近年整理統合が行われ、1996年度以降、（研究開発の）実施機関を支援するものとNHSの研究開発プロジェクトを実施するものの2種類となり、いずれも申請に基づいて配分が行われることとなったようである。（1996年度の予算額は、機関支援が350百万ポンド、NHSプロジェクトが75百万ポンド。）

また、医療実習に要する経費（Service Increment for Teaching : SIFT）については、医・歯学部の3～5年次の学生を受け入れる病院等医療機関に対して支給され、1998年度は、医学生分432百万ポンド、歯学生分47百万ポンドとなっている。このSIFTと呼ばれる資金は、学生受入費用に係るものと受入機関の施設整備に係るものの2種類があり、以前は両方とも学生数に応じて配分されていたが、1996年度以降、前者のみ学生数に応じて配分されることとなった。医学に関するSIFTは、イングランド内に8つ設けられたNHSの地域事務所と医学部を有する大学が協議して、実習計画・機関の調整を行った上で、同事務所が実習機関に支給する方法がとられているようである。1998年度の医学関係のSIFTのうち、施設整備に係る資金は325百万ポンドであり、175機関に配分されているが、金額の50%以上が13財団（trust：うち8つがロンドンに所在）に集中している*32。